

# 令和8年度 償却資産（固定資産税）申告の手引き

洲本市

平素から本市税務行政に格別のご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、固定資産税は、土地・家屋のほか償却資産についても課税されます。毎年1月1日（賦課期日）現在、洲本市内に事業用の償却資産を所有している方は、洲本市へ申告していただくことになります。

つきましては、この「手引き」をご参照のうえ、期限までに申告していただきますようよろしくお願いいたします。

申告期限	<b>令和8年（2026年）2月2日（月）</b> ※期限間近は大変混雑しますので、1月20日（火）ごろまでにご申告ください。
問合先 提出先	《問合せ、郵送・提出先》 洲本市 財務部税務課 固定資産税係 償却資産担当 〒656-8686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号 TEL. 0799-22-3321（内線 1115） FAX. 0799-22-3900 ※ 申告書を郵送される方で受領印を押印した控の返送を希望される場合、控と返送先を記入した返信用封筒に切手を貼ったものを同封してください。  ◆上記以外に、次の部署で提出できます。  地域生活課地域生活係（五色庁舎1階）／由良支所

e L T A X（エルタックス）を利用し、ご自宅やオフィスからインターネットで申告できます

詳しくは、e L T A Xホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

電話（ヘルプデスク）によるお問合せ 0570-81459 又は 03-5521-0019

（土、日、休祝日、年末年始12/29～1/3を除く9:00～17:00）

マイナンバーの記載にご協力をお願いします

マイナンバー制度の開始に伴い、提出する償却資産申告書に個人番号又は法人番号の記載が必要です。また、個人番号が記載された申告書をご提出いただく際、本人確認を行いますのでご協力をお願いします。

(1) 申告者本人が窓口で申告書を提出される場合、

① 個人番号カードを持っている方は、「個人番号カード」のみご掲示ください。

② 個人番号カードを持っていない方は、「通知カード又は個人番号が記載された住民票などの個人番号が確認できる資料」及び「運転免許証などの本人確認資料」をご掲示ください。

(2) 代理人が提出される場合、①又は②の資料（写し可）を窓口でご掲示ください。

(3) 郵送で提出される場合、①又は②の写しを同封してください。

(4) 申告者が法人の場合、法人番号の記載のみとなります。

## 1 申告していただく方

令和8年1月1日現在、

(1) 洲本市内に事業の用に供することができる償却資産を所有している個人又は法人

(2) 貸付を業として洲本市内の事業所に償却資産を貸し付けている個人又は法人

※ 資産の増減なし、廃業・解散等の場合、償却資産申告書の右下「24 備考（添付書類等）」にその旨をご記入のうえ、申告してください。

※ 課税標準額が150万円未満の場合、課税されません。ただし、150万円未満であっても申告は必要です。

「事業の用に供する」とは

事業とは、一定の目的のために一定の行為を継続、反復して行うことをいい、営利又は収益を得ることを必要とはしません。したがって、公益法人（財団法人、社団法人）等の行う活動は事業に該当します。「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。直接的に営利事業に用いていない従業員の福利厚生施設（社宅、宿舍、寮等）の器具備品、構築物等も償却資産として課税対象になります。

## 2 提出書類

(1) 前年度申告された方

提出書類	備考
令和8年度償却資産申告書	2枚の内、1枚を提出
種類別明細書（増減資産・全資産用）	2枚の内、1枚を提出
種類別明細書（増加資産・全資産用）	2枚複写の内、1枚目（提出用）を提出
種類別明細書（減少資産用）	2枚複写の内、1枚目（提出用）を提出

※ 令和7年1月2日から令和8年1月1日の間に増加又は減少した資産を明細書に記入してください。

※ 種類別明細書（増減資産・全資産用）をご確認のうえ、

① 記載内容に変更がない場合、償却資産申告書の右下「24 備考（添付書類等）」に増減なしと記入してください。

② 記載内容に変更がある場合、朱書きで訂正してください。

③ 償却資産が増加した場合は記入例（P8）を、減少した場合は記入例（P10）をご参照のうえ、記入してください。

(2) はじめて申告される方

提出書類	備考
令和8年度償却資産申告書	2枚の内、1枚を提出
種類別明細書（増加資産・全資産用）	2枚複写の内、1枚目（提出用）を提出

※ 令和8年1月1日現在、所有の全資産を申告してください。

※ 該当の資産を所有されていない場合、償却資産申告書の右下「24 備考（添付書類等）」に該当なしと記入してください。

## 3 申告の対象となる償却資産

申告の対象となる償却資産は、土地及び家屋以外の事業の用に供することができる有価減価償却資産で、所得税法又は法人税法の所得の計算上減価償却の対象となる次の資産をいいます。

ただし、自動車税・軽自動車税の対象となる車両は、償却資産の課税対象になりません。

- (1) 耐用年数が1年以上で取得価額又は制作価額が20万円以上の資産で事業の用に供されているもの
- (2) 取得価額又は制作価額が20万円未満であっても、10万円以上で固定資産に計上している資産の内、所得税の経費計上に3年一括償却を選択していないもの
- (3) 減価償却が終わり帳簿上残存価格のみ掲載されている資産で現に事業の用に供されているもの
- (4) 帳簿に記載されていない資産で現に事業の用に供されているもの
- (5) 遊休・未稼働資産で事業の用に供しうる状態にあるもの
- (6) 割賦購入資産で割賦金を完済していないもので現に事業の用に供されているもの
- (7) 建設仮勘定で経理されている資産でその一部が割賦期日までに完成し、事業の用に供されているもの
- (8) 道路運送車両法上、大型特殊自動車とされているもの
- (9) 他の事業者に事業用として貸し付けているもの
- (10) 資本的支出（改良費）は、本体部とは別に新たな資産の取得として申告してください

## 4 申告が必要な償却資産の具体例

資産の種類	申告が必要な資産例
第1種 構築物	煙突、橋、門、塀、舗装路面、広告塔、水槽、庭園、井戸、焼却炉、貯水池 その他土地に定着する土木設備で家屋と区別されるもの 家屋の賃借人が施した造作
第2種 機械 及び装置	稲刈機、脱穀機などの農業用機械、太陽光発電設備 機械、印刷、食品などの製造用設備。電気、建設、通信などの設備 受変電設備、工作機械、冷凍装置、生産用の動力電気設備 ホイスト、コンベアー、クレーンなどの運搬設備
第3種 船舶	一般船舶、漁船、モーターボート、ヨット、貸ボート
第4種 航空機	飛行機、ヘリコプター、グライダー
第5種 車両 及び運搬具	フォークリフト、トロッコ、台車 ※自動車税、軽自動車税の課税対象となるものは除きます
第6種 工具・器具 及び備品	測定工具、取付工具、切削工具、雑工具 理容・美容機器、医療機器、パチンコ器、娯楽・スポーツ器具 机、椅子、応接セット、じゅうたん、カーテン、ブラインド、陳列ケース、 テレビ、音響機器、冷暖房機器、冷蔵庫、自動販売機、複写機、計算機 魚網、GPSなどの漁業用器具

## 5 家屋と償却資産の区分

### (1) 家屋として取り扱うもの

家屋の所有者が施工した附属設備で家屋と構造上一体となりその家屋の効用を高めるもの

### (2) 償却資産として取り扱うもの

- ・構造的に家屋と一体でない屋外給水塔、簡単に取り外して移動できるものなど
- ・独立した機械・装置としての性格が強い受変電設備、中央監視制御装置など
- ・工場等で特定の生産や業務の用に供される電気設備、ガス設備など
- ・顧客の求めに応じるサービス設備としての性格が強い百貨店・病院等の厨房設備など
- ・賃借人（テナント）などがその借用建物に施工した内装・造作や附属設備など

### (3) 建築設備における家屋との区分

一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

区分	償却資産の対象となるもの	家屋の対象となるもの
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、水銀灯	屋内一般照明器具、シャンデリア
中央監視制御装置	中央監視制御装置一式	
配線設備	生産事業用機器の動力配線一式、屋外電灯配線	一般動力配線、屋内電灯配線
変電設備	変圧器、配電盤等一式、キューピクル	
予備電源設備	蓄電池設備、発電機	
太陽光発電設備	太陽光発電設備一式（右記以外のもの）	屋根建材一体型太陽光発電設備一式
給排水設備	屋外給排水設備、独立高架水槽、井戸	屋内給排水設備
衛生設備	洗濯機、脱水機	洗面器、大小便器
ガス設備	生産又は業務用設備、屋外設備	屋内配管
消火設備	屋外消火栓、屋外貯水槽	家屋と構造上一体となっている消火栓、スプリンクラー装置、火災警報装置
空調設備	生産事業用の空調設備、ボイラー設備、ルームエアコン	家屋と構造上一体となっている設備
運搬設備	生産用エレベーター、リフト、ベルト、コンベアー、クレーン	家屋と構造上一体となっているエレベーター
通信放送設備	電話機、交換機、スピーカー、アンプ、インターフォン	
店舗及び事業用造作設備	容易に取り外しのできるカウンター、陳列棚、ショーウィンドウ、簡易間仕切	家屋と構造上一体となっているもの

## 6 課税標準額の計算方法

(1) 償却資産ごとに、次の算式により評価額を計算します。

前年中（令和7年1月2日から令和8年1月1日までの期間）に取得された償却資産	前年前（令和7年1月1日以前）に取得された償却資産
価格（評価額）＝取得価格× <b>㉠</b>	価格（評価額）＝前年度の取得価格× <b>㉡</b>

※**㉠**・**㉡**は償却資産の耐用年数に応じた減価残存率表の値です。

※算出した評価額が取得価格の5%を下回る場合、取得価格の5%の額が評価額になります。

※償却資産別の耐用年数等については、洲本市ホームページ（<https://www.city.sumoto.lg.jp>）内のくらしの情報⇒税金⇒「固定資産税」⇒「固定資産税について」に掲載しております。

(2) (1) により算出した償却資産の評価額を合算します。合算した評価額がその事業者の〔決定価格〕＝〔課税標準額〕になります。

(3) (2) により算出した課税標準額に税率を乗じて、固定資産税を計算します。

固定資産税（100円未満切捨て）＝課税標準額（1,000円未満切捨て）×税率（1.4%）

【計算例】令和7年8月に100万円で取得した資産（耐用年数3年）

令和8年度＝1,000,000円×0.732＝732,000円

令和9年度＝732,000円×0.464＝339,648円

令和10年度＝339,648円×0.464＝157,596円

令和11年度＝157,596円×0.464＝73,124円

令和12年度＝73,124円×0.464＝33,929円<50,000円\*

\*令和12年度で算出額が取得価格の5%（50,000円）を下回るため、以降50,000円となります。

## 7 申告しなかった場合・虚偽の申告をした場合

正当な理由がなく申告されない場合、地方税法386条及び洲本市税条例第75条の規定による過料を科せられることがあるほか、地方税法368条の規定による不足税額に加えて延滞金を徴収されることがあります。また、虚偽の申告をされた場合、地方税法385条の規定による罰金等を科せられることがあります。

## 8 実地調査

償却資産の内容を確認するため、地方税法第353条及び第408条の規定に基づき、固定資産台帳、減価償却資産計算明細書、国税申告書、総勘定元帳等の閲覧等により実地調査を行っていますので、ご協力をお願いいたします。調査に伴い申告していただく場合があります。

正当な理由なく実地調査に協力されない場合、地方税法第354条の規定による罰金等を科せられることがあります。

# 9. 償却資産申告書の記入方法

## 償却資産申告書の記入例

申告書提出日をご記入ください。

氏名・ふりがなをご記入ください。又、屋号があればご記入ください。  
法人の場合は、法人名・ふりがな及び代表者の氏名をご記入ください。

前年中に減少した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。  
※この欄の合計額は種類別明細書（減少資産用）の取得価額の合計額と同じです。

前年中に取得した資産の取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。  
※この欄の合計額は種類別明細書（増加資産用）の取得価額の合計額と同じです。

④前年前に取得したもの)-(⑤前年中に減少したもの)+(⑥前年中に取得したもの)によって算出した取得価額の合計額を、資産の種類別にご記入ください。

次のような事項を記載してください。  
①「短縮耐用年数承認書の写」、「増加償却の届出書の写」等、添付した書類の名称  
②非課税に該当する資産を所有している場合は、その適用条項  
③償却資産が災害その他の事故により著しく損傷したこと、その他これに類する特別の理由があり、かつ、その価額が著しく低下した場合には、その価額の低下の程度  
④前年中に所有者の住所、氏名又は名称等に異動があった場合の異動年月日及び旧住所、旧氏名又は旧名称等の参考となる事項  
⑤納税管理人を定めている場合は、その者の住所、氏名  
⑥その他、この申告に必要な事項及び償却資産の評価について参考となるべき事項

郵便番号・住所及び電話番号をご記入ください。

マイナンバー制度による個人番号又は法人番号をご記入ください。

事業種目を具体的にご記入ください。又、資本金又は出資金等の金額もご記入ください。

令和8年度 償却資産申告書

令和 8 年 1 月 16 日

兵庫県洲本市市長 上崎 勝規 殿

(受付印)

フリガナ	住所	フリガナ	個人番号又は法人番号	10: 短縮耐用年数の承認
	6568686 兵庫県洲本市本町三丁目4番10号	スモト タロウ	0000123456789	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
1 [納税通知書送付先]	電話番号	フリガナ	事業種目	11: 増加償却の届出
	22-3327	スモト タロウ	電子機器製造業	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
2	氏名	フリガナ	資本金又は出資金の額	12: 非課税該当資産
	代表取締役 洲本 太郎	スモト タロウ	40,000,000円	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
3	屋号	フリガナ	事業開始年月	13: 課税標準の特例
		スモト タロウ	昭和53年5月	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
4	公簿上の住所又は所在地	フリガナ	8 この申告に回答するもの係及び氏名	14: 特別償却又は圧縮記録
	兵庫県洲本市本町三丁目4番10号	スモト タロウ	電話番号	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無
5	公簿上の生年月日又は設立年月日	フリガナ	9 税理士等の氏名	15: 税務会計上の償却方法
	年月日	スモト タロウ	洲本会計事務所	<input checked="" type="checkbox"/> 定率法 ・ <input type="checkbox"/> 定額法
		電話番号	洲本 太郎	16: 青色申告
			22-3333	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input checked="" type="checkbox"/> 無

資産の種類	取 得 価 値		減 少 価 値		前 年 中 に 取 得 し た も の 価 値		計 ((イ)-(ロ)+(ハ))
	(イ)	(ロ)	(ハ)	(ニ)			
1 構 築 物	6,457,000			9,957,000			
2 機 械 及 び 装 置	3,442,150	3,500,000	5,400,000	36,321,500			
3 船 舶				0			
4 航 空 機				0			
5 車 両 及 び 運 搬 具	880,000	2,500,000	6,300,000				
6 工 具 及 び 備 品	4,443,500	1,250,000	1,400,000	4,593,500			
7 合 計	54,122,000	7,250,000	10,300,000	57,172,000			

資産の種類	評 価 額	決 定 価 格	課 税 標 準 額	数 量
1 構 築 物				
2 機 械 及 び 装 置				
3 船 舶				
4 航 空 機				
5 車 両 及 び 運 搬 具				
6 工 具 及 び 備 品				
7 合 計				

17 市(区)町村内における事業所等資産の所在地

① 洲本市本町1丁目1-1

② // 字山1丁目1-1

③

18 借用資産  有 ・  無

貸主の名称等 洲本リース㈱

19 事業所用家屋の所有区分  自己所有 ・  借家

20  資産の増減なし

21  該当資産なし

22  課税標準の特例名称 ( )

23  転出・廃業・解散・その他 ( 年 月 日 )

24 備考(添付書類等)

洲本市内で事業を開始した年月をご記入ください。

この申告について直接応答される方の係名、氏名及び電話番号をご記入ください。

経理を委託している税理士等の氏名及び電話番号をご記入ください。

該当する方に✓をおつけください。

住所と資産所在地が異なる場合や、2以上の資産の所在地がある場合には、それぞれの所在地をご記入ください。

借用(リース)資産の有無について、該当する方に✓をおつけください。借用資産がある場合には資産の名称、貸主の名称等をご記入ください。

事業用家屋の所有区分について、該当する方に✓をおつけください。

該当する項目がある場合は✓をおつけください。

**増加した資産の記入例**

令和7年中に増加した資産（他の市町村からの移動資産のほか、前年前までに取得した資産で申告もれとなっていた資産等を含む）をご記入ください。本市に初めて申告される方は、令和8年1月1日現在で市内にある全資産をご記入ください。

申告年度「8」をご記入ください。

資産コードは記入不要です。

資産の名称や規格等を漢字・ひらがな・カタカナ・英字・数字でご記入ください。

取得した資産の数量をご記入ください。

取得した年月をご記入ください。  
年号は次の区分によりご記入ください。  
平成→4      令和→5

次の区分によりご記入ください。

- 1. 構築物      2. 機械及び装置
- 3. 船舶        4. 航空機
- 5. 車両及び運搬具
- 6. 工具、器具及び備品

令和 8 年度

所有者コード

**種類別明細書(増加)**

行番号	資産の数量	資産コード	資産の名称等	数量	取得年月
					年 月
01	1		構内舗装	1	5 3
02	2		ブルドーザー	1	5 4
03	6		コピー	1	5 4
04	6		コンピュータ	1	5 4
05					
06					
07					
08					
09					
10					
11					
12					
13					
14					

次のような事項をご記入ください。

1. 課税標準の特例がある資産についてはその適用条項（例：法附則第15条第9項）
2. 耐用年数の変更があった場合は、その旨の表示
3. 増加償却を行っている場合は、その旨の表示
4. 前年度申告もれがあった場合は、その旨の表示
5. その他その資産の評価に必要な事項

2枚のうち、1枚目というようにページ数をご記入ください。

該当資産に適用する耐用年数を、法定耐用年数（「減価償却資産の耐用年数に関する省令」別表1、2、5、6）に基づいてご記入ください。洲本市ホームページ（償却資産）内に掲載しています。

価額、特例コード、課税標準額は記入不要です。

当該資産の取得価額を記載してください。  
なお、「取得価額」は、償却資産を取得するために通常支出すべき金額（当該償却資産の引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税、据付費その他当該償却資産を事業の用に供するために直接要した費用を含む）をいいます。  
また、法人税法及び所得税法の規定による、いわゆる圧縮記帳については、償却資産の評価上認められておりませんので、当該圧縮額を含めた実際の取得価額を記載してください。

**資産・全資産用**

第26号様式別表1(提出用)

所有者名

洲本電子機器製造(株)

取得価額	耐用年数	減価償却率	価額	課税標準の特例	課税標準額	摘要
十億: 百万: 千: 円		(%)	十億: 百万: 千: 円	率	十億: 百万: 千: 円	
3500000	15	0.				① 2 3・4
5400000	6	0.				① 2 3・4
400000	5	0.				① 2 3・4
1000000	5	0.				① 2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4
	0.					1・2 3・4

所有者名をご記入ください。

**償却資産における課税標準の特例**

地方税法第349条の3及び本法附則第15条などの規定による一定要件を備えた償却資産については、課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。特例が適用される資産を申告される場合は、「償却資産に係る課税標準額の特例申請書」および所管する主務官庁等の証明書又は届出書の写し、カタログ等、証明となる書類を添付してください。（詳しくは税務課固定資産税係までお問い合わせください。なお、特例の適用規定については、税法改正等により変更される場合があります。）

**主な特例適用資産**

適用条項	対象施設・設備	特例率
地方税法 349 条の3 第6項	内航船舶	1/2
地方税法 附則 第15条	第1号 「水質汚濁防止法」等に規定する施設を設置する工場または事業所の汚水または廃液処理施設	1/2
	第2号 「大気汚染防止法」に規定する指定物質の排出または飛散の抑制に資する施設	1/2
	第3号 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に規定するごみ処理施設	1/2

《生産性向上特別措置法における先端設備等導入計画に基づき新規取得した先端設備等》

特例対象設備：中小事業者等が市の認定を受けた「先端設備等導入計画」に基づき、新規に取得した一定の固定資産。

※ 先端設備等導入計画の認定等については洲本市商工観光課へお問い合わせください。

申告に際し必要な添付書類（写しを添付）： 先端設備等導入計画認定書

特例の期間および特例率： 3年間 1/2

《再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付を受けた自家消費型太陽光発電設備》

特例対象設備：再生可能エネルギー事業者支援事業費に係る補助を受けて、

平成28年4月1日から令和8年3月31日までの間に新たに取得された太陽光発電設備

申告に際し必要な添付書類（写しを添付）：再生可能エネルギー事業者支援事業費補助金の交付決定通知書

特例の期間：対象資産を取得後、新たに固定資産税を課税される年度から3年度分

特例率：(H28/4/1~H30/3/31取得) 2/3 (H30/4/1~R8/3/31取得) 2/3 (発電出力1,000kw未満) 3/4 (発電出力1,000kw以上)



(減価残存率表)

耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率		耐用年数	減価残存率	
	前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの		前年中 取得のもの	前年前 取得のもの
2	0.658	0.316	35	0.968	0.936	68	0.983	0.967
3	0.732	0.464	36	0.969	0.938	69	0.983	0.967
4	0.781	0.562	37	0.970	0.940	70	0.984	0.968
5	0.815	0.631	38	0.970	0.941	71	0.984	0.968
6	0.840	0.681	39	0.971	0.943	72	0.984	0.968
7	0.860	0.720	40	0.972	0.944	73	0.984	0.969
8	0.875	0.750	41	0.972	0.945	74	0.984	0.969
9	0.887	0.774	42	0.973	0.947	75	0.985	0.970
10	0.897	0.794	43	0.974	0.948	76	0.985	0.970
11	0.905	0.811	44	0.974	0.949	77	0.985	0.970
12	0.912	0.825	45	0.975	0.950	78	0.985	0.971
13	0.919	0.838	46	0.975	0.951	79	0.985	0.971
14	0.924	0.848	47	0.976	0.952	80	0.986	0.972
15	0.929	0.858	48	0.976	0.953	81	0.986	0.972
16	0.933	0.866	49	0.977	0.954	82	0.986	0.972
17	0.936	0.873	50	0.977	0.955	83	0.986	0.973
18	0.940	0.880	51	0.978	0.956	84	0.986	0.973
19	0.943	0.886	52	0.978	0.957	85	0.987	0.974
20	0.945	0.891	53	0.978	0.957	86	0.987	0.974
21	0.948	0.896	54	0.979	0.958	87	0.987	0.974
22	0.950	0.901	55	0.979	0.959	88	0.987	0.974
23	0.952	0.905	56	0.980	0.960	89	0.987	0.974
24	0.954	0.908	57	0.980	0.960	90	0.987	0.975
25	0.956	0.912	58	0.980	0.961	91	0.987	0.975
26	0.957	0.915	59	0.981	0.962	92	0.987	0.975
27	0.959	0.918	60	0.981	0.962	93	0.987	0.975
28	0.960	0.921	61	0.981	0.963	94	0.988	0.976
29	0.962	0.924	62	0.982	0.964	95	0.988	0.976
30	0.963	0.926	63	0.982	0.964	96	0.988	0.976
31	0.964	0.928	64	0.982	0.965	97	0.988	0.977
32	0.965	0.931	65	0.982	0.965	98	0.988	0.977
33	0.966	0.933	66	0.983	0.966	99	0.988	0.977
34	0.967	0.934	67	0.983	0.966	100	0.988	0.977